

「減らそう犯罪」安佐南まちづくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「減らそう犯罪」安佐南まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、住民・行政・警察協働モデル事業の円滑な推進について協議し、犯罪の起こりにくいまちづくりのための取組を実施することにより、日本一安全で住みよい安佐南区にすることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 広報啓発事業に関すること。
- (2) 住民による自主活動の支援事業に関すること。
- (3) 会議・講演会等の主催事業に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 協議会は、「減らそう犯罪」安佐南まちづくりに必要と認める関係機関・団体の代表者その他の役職員等をもって構成する。

2 協議会内に、部会を置く。

(役員)

第5条 協議会は、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、会員の互選による。
- 3 副会長は、会員のうちから会長が指名する。
- 4 監事は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行するとともに、部会を指導する。
- 3 監事は、会計その他の事務を監査する。

(代決)

第7条 会長が不在のときは副会長が、会長及び副会長がともに不在のときは事務局長がその事務を代決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、代決権者において特に重要と認められる事項については、代決することができない。

(任期)

第8条 役員任期は、第27条に規定する協議会の解散の日までとする。ただし、特別な事由があるときはこの限りでない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、本会の解散の日までとする。

(顧問)

第9条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協議会に対し、必要に応じて助言を行うことができる。

(助言者)

第10条 協議会の事業推進に関し、機関・団体などから助言者の派遣を要請することができる。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 企画・運営及び終結業務についての重要な事項に関すること。
- (2) 会則の変更に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他重要な事項に関すること。

2 役員会は、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) 部会において重要と認めた事項に関すること。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(開催)

第14条 総会は、毎年2回開催するものとする。

2 役員会は、会長が必要と認めたときに開催するものとする。

(招集)

第15条 会議は、会長が招集するものとし、必要と認めた場合は、部会長の出席を求めることができる。

(議長)

第16条 会議の議長は、出席者の中から選出する。

(議決)

第17条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決定するものとする。

第4章 部会

(構成)

第18条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会員は、会員及び部会において必要と認める機関、団体その他の者で構成する。

(部会長)

第19条 部会長は、部会員の互選とする。

(部会長の職務)

第20条 部会長は、事業の効果的な執行を図るとともに、部会を統括する。

(部会の種別及び検討事項)

第21条 部会は、次の各号に掲げる3部会とし、それぞれ当該各号に定める事項について検討するものである。

- (1) 防犯意識向上部会 住民の防犯意識向上対策に関することなど。
- (2) 安全なまちづくり部会 犯罪の起こりにくいまちづくりに関することなど。
- (3) 青少年健全育成部会 青少年の健全育成に関することなど。

(開催)

第22条 部会は、部会長が必要と認めたときに開催するものとする。

(招集)

第23条 部会は、部会長が招集するものとする。

(議長)

第24条 部会の議長は、部会長がこれに当たるものとする。

2 部会長に事故があるときは、出席者の中から選出された者が、議長を務める。

(議決)

第25条 部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決定するものとする。

第5章 事務局

第26条 協議会の事務を処理するため、事務局を広島北防犯組合連合会内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第27条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 解散

(解散)

第29条 協議会は、平成17年度終了時に解散する。

第8章 補則

(文書及び公印)

第30条 文書については、広島県の文書事務の例による。

2 公印については、別に定める。

(補則)

第31条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成16年6月4日から施行する。

2 協議会の当初の会計年度は、第28条の規定にかかわらず、この会則の施行の日からとする。